

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- | | | |
|---|-------|------------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路線名 | 小八林久保田下青鳥線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
比企郡吉見町大字久保田字北 汲田一六七四番一地先から同 郡同町大字久保田字北汲田一 六七四番一地先まで	区 間	
八・五三〇・二三・五二	八・五三〇・一八・二六	敷地の幅員 (メートル)
三五・七二	延長 (メートル)	
道路改築工事による。平成 三十年三月九日付け埼玉 県東松山県土整備事務所 長告示第三号の道路予定 区域の一部変更である。	備 考	